

事例集

事例 1 集団での 5 歳児健診を実施する例

実施例

東京都千代田区

【健診実施前】

- 内容：①保護者に健診の案内通知（問診票の送付）
②事前カンファレンス（園からの情報提供、区内で把握している情報）

【健診当日】

スタッフ：小児科医、心理職、保健師、看護師、運動指導員、歯科医師、歯科衛生士、栄養士

- 内容：①保健師による予診
②身体計測
③運動指導員による集団遊び観察
④歯科医師、歯科衛生士による口腔機能評価
⑤小児科医による個別診察
⑥心理相談
⑦栄養相談
⑧保健相談
⑨小児科医を含めたスタッフによる健診後カンファレンス

【健診当日以降】

- 内容：医療機関の紹介
他部署が所管する相談事業の案内
子ども発達センター（千代田区）の紹介
所属園への情報提供

留意点

○ 5 歳児健診における集団健診について

・乳幼児健診の実施方式には、市区町村の保健センター等で行う集団健診と医療機関に委託して行う個別健診があります。集団健診では、他児との関係性など社会性の発達を観察できること、多職種による保護者への保健指導や相談支援を同日に提供できることなど大きな意義があります。

・5 歳児健診は、情緒、社会性の発達状況や育児環境の課題等に対する気づきの場としての役割があり、多職種によるこども・家族の状態に応じた支援を開始し、就学に向けて必要な準備を進めていくことを目指します。こうした目的に鑑み、集団健診を推奨しています。

・集団健診の場合、市区町村の保健センター等で行うことが一般的ですが、医師、保健師、心理担当職員等がチームを組んで保育所・幼稚園・認定こども園等を巡回する巡回方式などを組み合わせて実施する場合があります。

事例2 集団観察で発達障害等の疑いのある幼児のみを抽出して健診を実施する例

実施例

群馬県藤岡市

1次健診*

スタッフ：〈自治体職員〉 保健師、保育士、看護師、家庭児童相談員 等
〈外部委託〉 心理師、歯科衛生士

場所： 保健センター

- 内容： ①保健師による問診
②身体計測
③集団遊びを通しての行動やコミュニケーションの状況確認
④両親への事後指導
⑤事前カンファレンス



2次健診*

(抽出された者のみ)

スタッフ：〈自治体職員〉 保健師、保育士、看護師、家庭児童相談員 等
〈外部委託〉 心理師、児童精神科医

場所： 保健センター

- 内容： ① 健診医による詳細な観察（製作活動や集団遊びを通しての行動やコミュニケーションの状況確認）、心理師による個別面談
② 健診後カンファレンス



健診当日以降

個別心理相談

個々の苦手分野に働きかける助言や支援、集団や個別でのコミュニケーショントレーニング等

* 自治体独自の名称

留意点

○抽出健診について

・乳幼児健診については、すべての乳幼児の健康の保持及び増進が図られるよう、対象となる年齢の乳幼児全てに対し、医師等による健診を実施することが望ましいと考えています。一方で、地域によっては、現時点で5歳児健診を実施できる医師等の十分な確保が困難な場合もあると承知しています。このため、今後2～3年を目処に、対象となる幼児全てに5歳児健診を実施する体制を構築していただくことを前提に、当面の間は、本事業において、事前の聞き取りやアンケート等を組み合わせて、発達等に課題のある幼児等を対象に健診を実施することも差し支えないこととしています※1。また、抽出される前を1次健診*、抽出された後を2次健診*として、別日にわけて実施することも可能です。その間隔については定めておりませんが、対象者が4歳6か月から5歳6か月において健診が実施されるようにご配慮をお願いします。

・発達障害等に課題のある幼児等の抽出方法として、医師以外の専門職による集団観察や保健師による個別問診等も挙げられる。

○5歳児健診における医師の診察について

・医師や保健師等がこどもと会話をしたり、所作を指示し、その様子や反応を医師が評価します。胸腹部への聴診や触診などの診察は必須ではありません。必要に応じて、胸腹部への聴診、触診、目や耳などの診察を追加すること※2とされています。医師は事前にその他医療専門職のスタッフが収集した情報を参考にしながら、集団における立ち振る舞い等の評価を行うので差し支えありません。

※1 「令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算）に係るQ&Aについて」（令和6年9月6日一部改正）こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡

※2 「5歳児健康診査マニュアル」（令和3年度～5年度 こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成研究事業）

事例 3 園に医師や専門職が訪問して抽出健診を実施する例

実施例

長野県小海町

健診実施前

スタッフ：保育士、保健師

場所：保育所

- 内容：①保護者に案内、おたずね票*（問診票）を通知
②おたずね票*を回収後、事前カンファレンス（保育士、保健師）
③園の個別懇談会で、保護者に対して、小児科医や臨床心理士への相談希望の確認



健診当日

（全対象者）

スタッフ：小児科医（町外の医療機関に依頼）、臨床心理士、保育士、保健師

場所：保育所

- 内容：①抽出された者は小児科医、または臨床心理士による集団遊び観察
②全対象者に保健師による問診
③希望者は小児科医または臨床心理士または保健師による個別相談（担任保育士が同席）
④相談結果の確認後に、全対象者を対象にスタッフによる事後カンファレンス



健診当日以降

園、家庭での経過観察、継続支援
医療、福祉等へつなぐ支援（保健師による受診同行、見学同行等）

* 自治体独自の名称

留意点

○巡回方式について

・専門の医師や心理担当職員、保健師などが保育所等を訪問して実施する巡回型の健診を実施している自治体があります。事前に保護者が記入した問診票を参考にしながら、5歳児（年中組）の教室で子どもたちの行動を観察するというものです。利点としては①子どもたちの集団行動の場面を観察できる、②子ども同士のかかわり方を観察できる、③保育所等の先生方と直接相談できる、という3つが挙げられます。保護者が同席することが多いですが、事前に保護者の同意を取得し、保護者がいない場面での様子を観察し、事後に保護者に結果を報告することもあります※1。

・対象となる年齢の幼児全てに、医師等による健診が実施されるよう、保育所等に通っていない幼児（いわゆる未就園児）や保育所等における健康診断に欠席した児などについても、個別健診又は市町村保健センター等で行う集団健診等により、健診の対象とする必要があります。

※1 「5歳児健康診査マニュアル」（令和3年度～5年度 ども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成研究事業）